

首都圏建設アスベスト訴訟

首都圏●5月提訴に向けて統一原告団結成

東京土建をはじめ神奈川、埼玉、千葉の首都圏4県の全建総連傘下組合のアスベスト被害者・遺族による首都圏建設アスベスト訴訟統一原告団・訴訟統一本部の結成総会が、3月2日に東京で開催された。(写真)

この時点での原告予定者が被害者数で205名、弁護団100名。国と大手アスベスト含有建材製造企業の責任を問う大型損害賠償裁判として、5月16日に東京地裁、翌月横浜地裁に提訴される予定である。

「国は、アスベスト被害を防ぐために、アスベストの危険性が明らかになった段階（遅くとも1970年代前半）で法規制する義務があった。建築基準法によりアスベスト建材の使用を義務づけてきたのは国であり、国の規制権限不行使の責任は明らか。そして、自らの利益のために、自社製品を使用する建設産業従事者の健康と命を顧みず、アスベスト規制に反対し、被害を拡大させた製造企業の責任も重大」と訴え、提起された「アスベスト被害根絶と被害者全面救済への私たちの要求」では、以下の項目が掲げられた。

① 2006年成立した「石綿による健康被害の救済に関する

法律」を、すべてのアスベスト被害者を対象とし、十分な救済が受けられるよう抜本改正すること

② 建設産業従事者のアスベスト被害者を対象にした「被害者救済基金」を、被害を作った責任のある国・石綿含有建材製造企業が拠出して設立すること

③ アスベスト被害の対象疾病に胸膜肥厚斑を加え、救済金の支給、定期的な健康診断の無料実施、「健康管理手帳」交付を行い、疾病が進行した場合、すみやかに補償する制度を「被害者救済基金」の中につくること

④ 石綿障害予防規則を抜本改正して、建設現場従事者と近隣住民の曝露防止対策を

徹底すること

⑤ 労働安全衛生法を改正し、アスベスト曝露が判明した一人親方労災加入者に石綿健康管理手帳を交付し、併せて、指定医療機関を限定しないこと

⑥ アスベスト被害者の労災保険認定要件を緩和し、給付額の改善を行うこと

⑦ アスベスト疾患の診療体制を拡充し、治療方法の研究を進めること

⑧ 解体、改修など吹き付けアスベスト・含有建材の除去費用、アスベスト廃棄物の適正処理費用をアスベスト製造企業と国・自治体が発注者に助成すること。アスベスト含有建材の最終処分場の拡充など廃棄物対策を強化すること

東京土建・木下勝三郎委員長を本部長に、他の3県組合の副委員長、小野寺利孝・弁護団長、宮島和男・原告団長と4人の原告団副団長らをメンバーとする訴訟統一本部の体制も確認された。

なお、結成総会に先だって、宮



本憲一・大阪市立大学名誉教授、海老原勇・しばぞの診療所医師、山下登司夫・弁護士幹事長と原告、村松昭夫・大阪泉南

訴訟原告団と原告らによる、シンポジウム「首都圏建設アスベスト訴訟の役割と意義」も開



催された。

アスベスト除去工事で被害発生

大阪●責任認めない明星工業を提訴

昨年12月18日、大阪地裁に保溫工事・石綿除去工事会社の明星工業（大阪市西区）を相手取って二人の下請石綿除去工事労働者が、石綿被害について損害賠償を求めて提訴した。

二人は、1987年ないし88年からJR西日本の車両内部に吹き付けられた石綿の除去工事に従事したが、皆無だった安全衛生教育、すさまじい石綿粉じん、ずさんな防じん対策の結果、大量の石綿を吸い込みやがて石綿肺を発症、合併症を併発して労災認定された。その後、症状はしだいに悪化し、息切れとセキに苦しむ日々を送っている。

除去工事をはじめたころは、学校アスベスト問題が大きくクローズアップされていた時期で、儲かる除去工事には明星工業はじめ大小の業者が群がり、ずさんな除去工事で労働者や住民、子供への被害が出る危険性が叫ばれた。

アメリカから導入した最新工法を売り込んだ明星工業、そこにかき集められた労働者に起こった、明星工業にとってあつ

てはならない被害だった。二人は弁護士を通して、労災を発生させた責任に基づいて損害賠償を同社に求めたが、同社はこれを拒否し「現場で働いていたかどうかわからない」とまで開き直ったために、やむを得ず提訴に及んだのが本件である。

原告は、竹中正年氏と明石多輝也氏。両氏は、1987年から2004年にかけてJR西日本の5つの工場て車両内部に吹き付けられた石綿の除去工事に従事した。5工場は幡生（山口県下関市）、後藤（鳥取県米子市）、鷹取（兵庫県神戸市）、吹田（大阪府吹田市）、松任（石川県松任市）。

1987年4月、国鉄は民営化されJRとなった。この時期、1986年に起こった米海軍横須賀基地における空母ミッドウェー改修工事に伴う石綿廃棄物不法投棄問題に端を発して、学校の吹き付け石綿問題が大きくクローズアップされていた。

JRは、車両に吹き付けられた石綿除去工事を計画し、JR西日

本では、「最新工法」を売り込んだ明星工業がこれを行うようになった。しかし、実際は、熟練した作業員はほとんどおらず、機材をあてがわれた作業に慣れていない労働者を下請企業がかき集めて、工事が実施されたのだった。

竹中氏は、以前から明星工業の下請企業で保冷、保溫工事に従事していたところ、1986年頃からコーワクリエイトというこれも明星工業の下請企業で、保溫工事や石綿除去工事に従事するようになった。

その中で、JR車両の石綿除去工事を1987年から本格的に開始し、途中、短期臨時の就労期間を含みながら、2004年までJRの工事に従事した。

JRにおける工事は、それまで経験していた工事とはまったく異質であり、著しい石綿粉じんの曝露を伴うものだった。

明石氏は、1988年から2004年までJRの工事に従事した。その前に粉じん作業歴、石綿作業歴はない。

車両に吹き付けられていたのは、クロシドライト—いわゆる青石綿であり、最も発がん性が強い種類のものであったが、石綿の危険性についての安全衛生教育は会社側から何も実施されなかった。猛烈な量の石綿粉じんに対しては、石綿の有毒害性の強さに見合ったきわめて高度な曝露防止対策が行われなければならなかったが、会社側はこれを怠った。

両氏は、歩調を合わせるかの